

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院学生研究
2016年度研究成果報告書

| | | | | | |
|--|-------------------------------------|-----|----------------|--|--|
| 研究科名 | 立教大学大学院 | 社会学 | 研究科 | 社会学 | 専攻 |
| 研究代表者 (2017年3月現在のものを記入) | 在籍研究科・専攻・学年 | | 氏名 | | |
| | 社会学研究科社会学専攻 博士課程前期課程1年 | | 近藤秀将 印 | | |
| 指導教員 | 所属・職名 | | 氏名 | | |
| | 社会学部・教授 | | 野呂 芳明 印 | | |
| 自然・人文・社会の別 | 自然 | ・ | 人文 | ・ | <input checked="" type="checkbox"/> 社会 |
| | | | 個人・共同の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 個人 | ・ 共同 名 |
| 研究課題 | 在留資格関連申請手続における不許可及び不交付理由についての分析 | | | | |
| 研究組織 (研究代表者・共同研究者) ※2017年3月現在のものを記入 | 在籍研究科・専攻・学年 | | 氏名 | | |
| | 社会学研究科社会学専攻博士課程前期課程1年 | | 近藤秀将 | | |
| 研究期間 | 2016 年度 | | | | |
| 研究経費 (1円単位) | (支出金額) 137,950 円 / (採択金額) 200,000 円 | | | | |

研究の概要 (200～300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

在留資格申請手続（在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請、在留資格認定証明書交付申請等）における「不許可及び不交付理由」の傾向（2015年4月1日から2016年3月31日まで）を分析し、「人の国際移動」（以下、「移民等」とする）に対する重大要因（変動要因）を明らかにする。特に今回は、在留資格「経営・管理」に焦点を当てた。なぜなら、現行の在留資格を俯瞰すると、もっとも極端な審査が行われていたからである。具体的には、在留資格「経営・管理」の在留資格認定証明書交付申請における「水際意識的審査」（入管当局が「好ましくないと考える外国人」の上陸を防ごうとする姿勢であり、出入国管理行政の本質が国防であることを再認識させる）とも考えられる態様である。

キーワード（研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。）

[外国人] [移民 (マイグレーション)] [出入国管理行政]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

一、【本件研究調査結果】

本研究では、入管実務専門行政書士事務所を対象とし、同事務所が取り扱う在留資格関連申請手続における不許可及び不交付理由について調査(代表者又は部門長を対象とした面接調査等)をした。当初は、在留資格全般を対象としていたが、次第に顕著な傾向として現われている**在留資格「経営・管理」に関するもの——特に在留資格認定証明書交付申請に対する不交付理由**に収斂していった。なお、在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請等の在留外国人を対象とした手続と、これから日本へ上陸する外国人を対象とする在留資格認定証明書交付申請は、前者の方が入管当局(法務大臣)の裁量が広いと言われるが、実際には、後者の方が厳格な審査が行われる傾向にある。この点について、筆者が「立教大学大学院社会学年報第24号」へ投稿した「**「行政裁量」における審査基準定立に関する社会学的研究——在留資格「経営・管理」の不許可及び不交付理由をもとに——**」(以下「年報」とする)から下記に引用する。

「しかしながら、在留資格該当性があれば交付される羈束行為であるはずの在留資格認定証明書交付においても法務大臣(入管当局)の自由裁量が審査の中心にあるのが現実である。

なぜなら、在留資格該当性自体(事実)を認定する審査においては、その該当性に対する疎明資料の証拠能力及び証明力の判断においては法務大臣(入管当局)の自由裁量が大きく占めるからである(以下「証拠採用の自由」とする)。

したがって、実質的には、在留資格変更許可申請等と変わらないか、むしろ度々、在留資格該当性判断について行き過ぎた厳格審査がされることがある。これは、入管当局が「好ましくないと考える外国人」の上陸を防ごうとする姿勢であり、出入国管理行政の本質が国防であることを再認識させるものである。この入管当局の姿勢を本稿においては「水際意識」と呼ぶことにする。」(58-59頁)

在留資格「経営・管理」は、2015年4月に在留資格「投資・経営」が改正して創設されたものであり、その改正趣旨は、「**日本国内企業において事業の経営・管理活動を行う外国人を広く迎え入れること**」(従来の「投資・経営」は、外資系企業の外国人経営者しか対象としてなかったが、「経営・管理」は、非外資系企業(日本企業)も外国人経営者を招へいできるようになった。なお、従来は、非外資系企業(日本企業)の経営者は、在留資格「人文知識・国際業務」や「技術」で対応していた)とされている(『法務省入国管理局サイト』<http://www.immi-moj.go.jp/nyukan2015/>2017.4.4)。しかしながら、本改正後しばらく経過した後、2016年頃から次第に行政書士や外国人の間で「在留資格「経営・管理」の認定申請は難しい」という認識が広がっていった。

特に、**在留資格認定証明書交付申請(「経営・管理」)に対する不交付処分は、従来の「投資・経営」にはなかった「経営意思」という基準によって審査**され、その不交付理由に関して多くの論点が、現在進行形で生まれていることが調査の結果として明らかになった。

- ① 事業計画の具体性(「独自の経営戦略」というキーワードを不交付説明担当審査官が使用)
- ② 事業の実現可能性に疑義がある(仕入先が確保されていない、事務所が狭い等)
- ③ 経営及び管理業務における経験と知識(学歴及び職歴等)から経営能力に疑義がある。
- ④ 来日経験がないのに日本で起業することに疑義がある。
- ⑤ 親族が関係する事業で申請する場合は、「実質的経営者」というキーワードで、当該申請人の「経営意思」が形式審査で否定される。
- ⑥ 経歴疑義(来日時に記載したEDカードの職業等と矛盾している。履歴書記載の会社が中国工商管理局のwebサイトに無い等)
- ⑦ 現業(非熟練労働)の疑い(従業員がいない。損益計画を達成するのに従業員が足りていない。実店舗経営の場合、事務所の有無。経営者と従業員との収入格差への指摘(調理師等の収入の方が高い))
- ⑧ 遠隔地(日本と外国)で締結された契約書の信ぴょう性(申請人が、契約内容を理解しているか等)
- ⑨ 申請人の日本語能力(実際に外国現地へ電話している場合もあり)
- ⑩ 会社設立後一年以上経過しているケースで、来日経験が無いことから経営意思に疑義がある。

他にも論点があるが、在留資格「経営・管理」の不交付等理由においては上記①から⑩に集約されると考える。

研究成果の概要 つづき

二、【本研究調査結果に対する考察】

上記①から⑩の論点から現れる入管当局の問題意識は、在留資格「経営・管理」に関わる申請者の「経営意思」であろう。この点、審査要領【第 12 編 在留資格＞第 10 節 経営・管理＞第 1 在留資格の審査＞2 該当範囲＞(3) 留意事項ア事業の経営又は管理に実質的に従事するものであること】において、「(イ) 特に、申請人が新たに事業を開始しようとする場合について、申請時において、申請人は上記の業務には未だ参画等していないため、開始とする事業の内容の具体性や、申請人が取得した株式や事業に投下している資金の出所等の事業の開始に至る経緯全般から、申請人が単に名ばかりの経営者ではなく、実質的に当該事業の経営を行う者であるかどうかを判断する。また、既にいとなまれている事業に経営者や管理者として招へいされるような場合も同様であり、それが比較的小規模の事業であり申請人の他に事業の経営や管理に従事する者がいるときは、投資の割合や業務内容をそれらの者と比較することも必要である。」と規定されている。

この「経営意思」という審査基準が定立された背景としては、「偽装起業対策」であると考えられる。具体的には、入管当局が、「経営意思」を重視した要因として、本改正前の「投資・経営」在留資格関連申請手続（「在留」及び「認定」）をした外国人の一部に、全く「経営意思」が見受けられないと推認される者がいた。なぜなら、「投資・経営」は、端的に言えば 500 万円以上の投資をすれば、学歴も経歴も全く必要ない在留資格だったからである。

そこで、在留資格「人文知識・国際業務」や「技術」等に必要な学歴や経歴要件、さらには就職先がない外国人が、ただ「在留資格」を得る為だけに実態がない会社を設立し在留資格関連申請をする類型（以下「偽装起業」とする）が多発するようになり⁽¹⁾警察や入管当局による摘発も相次いだ⁽²⁾。確かに、このような在留資格の濫用及び違法な申請である偽装起業に対しては、入管当局は厳しい「処分」をするべきであり、もはや偽装起業という「申請」は通用しないということを経験者等の申請人に理解させるべきだろう。その意味では、「行政裁量」を十二分に発揮できる「経営意思」という主観的「基準」を定立させた趣旨は理解することはできる。

- (1) 在留資格「投資・経営」での新規入国者数の変化をみると、2014 年 1 月には月間 22 人であったのに対し、2015 年 1 月には月間 78 人と前年比 355%増加をしている。3 倍以上の増加と偽装起業摘発に鑑みると「経営意思」がない濫用又は違法申請の常態化が類推される。(法務省出入国管理統計)。
- (2) ①「架空会社使い、韓国人の在留資格延長 行政書士「200～300 件やった」(2012 年 02 月 16 日 朝刊 2 社会 038 朝日新聞)、②「在留資格狙い、架空会社作り 外国人の不正登記 85 社確認/神奈川県」(2015 年 09 月 30 日 朝刊横浜・1 地方 027) ③「在留資格不正: 「違法な登記申請 1000 件」行政書士が供述」(2016. 01. 28 大阪朝刊 29 頁 社会面 毎日新聞) 等。

三、【結論】

ここからは、本研究の成果（到達地点）についてまとめる。まず、本研究からは、在留資格「経営・管理」は、法務省入国管理局が公にしているような「幅広い外国人経営者の登用」という趣旨ではなく、「偽装起業」対策に重きをおいて在留資格「投資・経営」から改正されたのではないかと、という視点を得た。その証左が、審査要領に記載された「経営意思」という審査基準であり、また、本研究調査によって得られた不交付理由の①から⑩の論点である。つまり、「経営意思」というのは、主観的基準であり、審査する側によって如何様にでも認定し得るものである。

したがって、入管当局（法務大臣）は、この「経営意思」という主観的基準を使い、実質的に「日本への起業・投資分野における移民等」の量的及び質的コントロールをしている。この点、在留資格「経営・管理」への改正直前である①2015 年 1 月間：入国者数 5,105 人・その内新規入国者数 78 人、②2016 年 1 月間：入国者数 5,947 人・その内新規入国者数 191 人、③2017 年 1 月間：入国者数 6,747 人・その内新規入国者数 133 人（出入国管理統計）となっている。まず、①から②の増加は、従来、在留資格「技術」や「人文知識・国際業務」で活動していた「非外資系企業(日本企業)の経営者」を取り込んだと考えられる（従来の起業・経営型の増加を意味しない）。そして、②から③の減少は、まさに本研究から得た視点（成果）である「経営意思」という主観的基準による入管当局（法務大臣）の「偽装起業対策」の結果だと考える。

※この（様式 2）に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書（A 4 縦型横書き 1 枚・自由様式）を添付すること。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ① 雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ② 図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③ シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)

① 【雑誌論文】

近藤秀将「行政裁量」における審査基準定立に関する社会学的研究——在留資格「経営・管理」の不許可及び不交付理由をもとに——、『立教大学大学院社会学研究科年報第 24 号』、2017、55 - 66

③ 【講演会】

○ 「移民」と行政書士実務 —トランスナショナリズムにおける入管実務専門行政書士事務所が果たすべき役割— (行政書士実務概論)

開催日時 2017 年 1 月 17 日

開催場所 早稲田大学

○ 「外国人」と行政書士 (平成 28 年度 ADR「専門分野講演」)

開催日時 2017 年 2 月 18 日

開催場所 行政書士 A D R センター東京 (「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証 (認証番号第 30 号) を取得している調停機関)

○ 外国人住民に係る法制度《概論》

開催日時 2017 年 3 月 8 日

開催場所 理化学研究所情報基盤棟

④ 【学会報告】

『日本の移民傾向変動要因 —在留資格関連申請手続における不許可及び不交付の分析—』第 89 回 日本社会学会大会

開催日時 2016 年 10 月 8 日

開催場所 九州大学伊都キャンパス